

# 兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第706号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 令和5年3月31日告示第413号（口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定）の一部改正（法務文書課）	2
○ 昭和55年告示第2541号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	3
○ 昭和45年告示第1638号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	3
○ 昭和45年告示第451号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成18年告示第925号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成18年告示第923号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 昭和47年告示第378号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成17年告示第1291号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	5
○ 保安林の指定予定（治山課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	15
○ 神戸国際港都建設道路事業の変更認可（道路街路課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 県道の路線変更（道路保全課）	16
○ 同 上（同）	17
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	17
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	19
○ 昭和50年兵庫県告示第650号（河川区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	19
○ 同 上（同）	20

- 同 上 (同) ..... 20
- 同 上 (同) ..... 21
- 都市計画の変更及び図書の縦覧 (都市計画課) ..... 21
- 兵庫県県土利用計画 (第六次国土利用計画 (兵庫県計画)・土地利用基本計画) の策定 (同) ..... 22
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者  
居住支援法人の所在地等の変更 (住宅政策課) ..... 22
- 昭和39年兵庫県告示第332号の11 (かいに指定した出先機関) の一部改正 (会計課) ..... 22
- 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定 (阪神北県民局) ..... 22
- 道路の位置指定 (淡路県民局) ..... 23

**公 告**

- 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出 (都市政策課) ..... 23
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 24
- 同 上 (同) ..... 24
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (同) ..... 24
- 落札者等の公示 (物品管理課) ..... 25
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (淡路県民局) ..... 26

**選挙管理委員会告示**

- 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 ..... 26
- 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 ..... 26

**但馬海区漁業調整委員会公告**

- 漁業法に基づく指示 ..... 27

**公安委員会規則**

- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ..... 28

**公布された法令のあらまし**

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (公安委員会規則第6号)

兵庫県警察本部交通部 (以下「交通部」という。) 運転免許試験場の分掌事務の一部を、交通部運転免許課に移管することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

**告 示**

**兵庫県告示第296号**

令和5年3月31日告示第413号 (口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定) の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

狩猟免許試験	知識試験の得点及び適性試験の適否	同 上	自然鳥獣共生課
--------	------------------	-----	---------

」

を

「

狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点並びに 適性試験の適否	同 上	自然鳥獣共生課
--------	-----------------------------	-----	---------

」

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



兵庫県告示第297号

昭和55年10月7日告示第2541号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び阪神北県民局阪神農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

猪名川町に係る部分1から5までを次の部分1から4までに改める。

- 1 都市計画法の市街化区域の土地であって、次の図面の赤色に着色した部分に該当するものの区域
- 2 将来農業の近代化を図ることが困難と見込まれる区域（大字杉生（字西、字東、字奥山、字平井、字北谷、字大野、字靴掛、字山口、字一ノ谷、字一岩、字新平井、字コウトウ、字丸畑、字岩神、字峽間、字大北、字鍋田、字宮ノ下、字前フケ、字森ノ本、字栖ノ子、字前田、字永正庵、字トイ川、字長谷森、字雲ノ瀬、字風呂ノ本、字今西及び字小田中）、大字鎌倉（字横大道、字森ノ本、字深田、字古門、字栃谷口、字東門、字出口、字栖ノ子、字向所、字崩及び字柏ノ木）、大字林田（字橋上、字水鳥、字乾廻、字家廻、字中ノ下、字岡前、字宮垣内、字性蓮坊、字奥谷口、字池尻、字清六ノ本、字栃ノ木谷、字荒堀及び字鱒鯛）、大字木津（字八瀬林、字笠嶺、字八十、字福田垣内、字寺垣内、字湯ノ口、字丸垣内、字茶垣内、字坂倉、字島向、字戸塚尻、字風呂尻、字御所垣内、字西島、字飛田、字正カ本、字平町、字谷、字鳴海、字座尾、字早田、字八幡、字南垣内、字久保田、字中島、字山瀬、字井ノ上、字アマダブ、字鰻谷、字下庵、字山添、字有井、字有井裏、字上垣内、字川向及び字細カ平井）、大字北野、大字南田原（字北泓、字宮ノ前、字幾志、字泓ノ坪、字腰前、字玄光、字上丁、字寺前、字辻ヶ瀬、字上山、字北山、字板戸、字小ブラ田、字高山及び字保垣）、大字紫合（字釘貫、字菜畑、字橋本、字遠辺、字下深、字洲寄、字出合、字辻北、字宮本、字街東、字岸添、字横枕、字畔添、字岸垣内、字越前、字白山前、字八幡傍、字東垣内、字溝口、字指藻坂、字北裏、字北ノ町、字火燈山、字堂田、字東堂田、字愛宕下、字前区、字嵯峨畑、字坂口、字下田中、字庵平井、字上田中、字増川平、字荒堀、字古屋、字笹ヶ芝、字氏上、字古津ヶ平、字古津川谷、字古津側山、字池谷、字赤阪、字脇田、字西赤坂、字坊谷、字畑ヶ坪、字池尻、字池谷口、字大谷口、字西宇田、字梅ノ木原、字神子ヶ谷口、字土橋、字東間野原、字間野原、字小屋ヶ谷、字中芝、字大区、字井口及び字際目谷）、大字民田（字小川谷コケナシ、字コケナシ、字コケナシ土手内）、大字原（字桶川、字京尾谷、字中道、字中筋、字森脇、字向畑、字滝ヶ本）、大字広根（字三反田、字轟、字飛詰、字宮ノ脇、字宮前、字上代、字町屋本、字町屋東、字天尾、字東郷、字篠谷、字庄司、字大水口、字西郷、字三本木、字西久保、字榊井、字白ノ辻、字久保東、字上堀曾、字中堀曾、字下堀曾、字北后久、字南后久、字辛坪、字大上、字奥ノ谷、字南突田、字中突田、字北突田、字上和田、字下和田、字上京田、字西ヲコダ、字東ヲコダ、字九十九、字稲村、字北野尻、字野尻及び字神子ノ辻）、大字村上（字万善口、字松田垣内、字俵口及び字愛宕坂）、大字銀山（字長者町、字笹原、字大口、字長家前及び字本町）、大字猪淵（字松尾、字隠岩、字下隠岩、字上奥田、字中奥田、字下奥田、字堂前、字南ヶ一、字蔵元、字向イ、字前田及び字岩屋）、大字肝川（字庵ノ谷、字高岸、字上天田、字下天田、字古宮ノ下、字西ノ前、字黒田、字垣内道上、字カイチ、字三屏風、字畦田、字西垣内、字川端、字堂ノ向井、字北谷、字北垣内及び字南垣内）及び大字差組（字オノ本、字六石山、字西代、字釜ヶ一、字向イ、字大平井、字フチノ上、字大野、字筆ヶ一、字宮ノ下及び字箱木原）の土地であって、次の図面の桃色に着色した部分に該当するものの区域
- 3 非農業的土地利用施設の区域（猪名川台、広根ニューハイツ、猪名川荘苑、万善荘、ハウディ猪名川、木津東山、猪名川グリーンランド、アイディタウン笹尾、うぐいす台、尾花、旭ヶ丘、大字西畑字大野の一部、猪名川霊園、猪名川変電所、山の原ゴルフクラブ、猪名川国際カントリークラブ、猪名川グリーンカントリークラブ、関西軽井沢ゴルフ倶楽部及びチェリーゴルフクラブ）の土地であって、次の図面のだいたい色に着色した部分に該当するものの区域
- 4 現況山林原野の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第298号

昭和45年12月18日告示第1638号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

小野市に係る部分1の図面を改める。



**兵庫県告示第299号**

昭和45年4月13日告示第451号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

加西市に係る部分1を次のように改める。

- 1 都市計画法による市街化区域又は用途地域に指定する計画であつて、次の図面の赤色に着色した部分に該当するものの区域

加西市に係る部分7を次の部分6に改める。

- 6 現況山林（農用地等として利用する大字国正字宮の浦、宮の前、木の谷、御霊谷、五助谷、西山、梅坪、四辻、大字別府町字草野、大字栄町字村前、高山、大道北2、北山2、北山1、大字玉野町字横辻、西山、飯盛野、芳ヶ端、大字豊倉町字山の谷、室堂、大字玉丘町字宮前地頭西、長倉出水、長倉女郎保、大字段下町字乙池、奥山、広沢、大字尾崎町字平野、夏見、戒、野田西、飯盛、平山、大字中西町字西新田、広野、中嶋新田、東新田、堂ヶ谷、大字琵琶甲町字東谷、向山、芝野、平野、大字野条町字大年谷、大字鶴野町字家塚浦、西大下、西中条、北堂ヶ本、東瀬広、東大下、東小下、大字下宮木町字家塚浦、大字上宮木町字長塚、溝の上、深町、池の尻、谷、大林、西山、東門前、大字田原町字西垣内、大蔵、かいそう、瀬広、宮の谷、大字西長町字二反田、尾層根、西の口、千日、扇子平山、林ヶ谷、毘沙ヶ谷、大字東剣坂町字上の馬場、米山、猪の馬場、大塚、東山、経尾、大字両月町字小山、大字西笠原町字大谷、北の谷、大字王子町字小峠、拾町歩、善防山、大字野田町字後山、大字戸田井町字拾町歩、城の辻、牛谷、大字坂本町字小池の内、字猫尾、大字田谷町合楽、大字国正町字百町、四辻上、木所、金山、大谷山、西小谷山、仁ノ谷、百町東、スケン上、折渡り、大字油谷町字中谷、東池流、大字岸呂町字天水、堀越、ホホ庵、堀越前及び寺垣内、大字西南字向山、清水、大字東横田字小峠、北山を除く。）の区域、ただし、大字窪田町字仕上谷にあつては、山ろく線と大字窪田町字仕上谷571—25、571—31を順次結んだ線に囲まれた区域の土地であつて、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域



**兵庫県告示第300号**

平成18年8月29日告示第925号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

加東市に係る部分1の図面を改める。



**兵庫県告示第301号**

平成18年8月29日告示第923号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

姫路市に係る部分2から部分4までを次のように改める。

- 2 青山ゴルフクラブ、姫路書写ハートフルゴルフクラブ及び姫路シーサイドゴルフコースの敷地で、次の図面の緑色斜線で着色した部分に該当するものの区域
- 3 安富町新長野橋東詰を起点として、林田川左岸線、安志当田山山麓線、当田川左岸線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた株式会社タキロンシーアイ安富工場の敷地で、次の図面の緑色に着色した部分に該当する

ものの区域

- 4 将来農業の近代化を図ることが困難と認められる区域（飾磨区、広畑区、網干区、勝原区、花田町、井ノ口、西庄、岡田、苫編、今宿、上手野、山吹、下手野、八代、伊伝居、北平野、保城、白国、西中島、砥堀、仁豊野、四郷町、御国野町、別所町、書写、青山、飾西、川西、町田、打越、飾東町（大字志吹を除く）、豊富町、木場、八家、東山、継、奥山、北原、兼田、的形町、大塩町及び家島町（これらのうち市街化区域の土地を除く））の土地であって、次の図面の桃色に着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第302号

昭和47年3月17日告示第378号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び西播磨県民局光都農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

赤穂市に係る部分2を次のように改める。

- 2 将来農業の近代化を図ることが相当と認められない区域（①千種川右岸線を起点とし、ユニチカ高野社宅界、JR赤穂線、市道高野田端線、大字高野字青1260番地先と大字高野字樋ノ口1385番地先を結ぶ山ろく線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた地域。②千種川左岸線を起点とし、大字坂越字石仏1635—11番地先と大字坂越字犬戻755—2番地先を結ぶ山ろく線、臨港区域界、大字坂越字洞竜2909番地先と大字坂越字荒神1911番地先を結ぶ山ろく線を経て順次結んだ線に囲まれた区域。③大字坂越字坪江の一部。④大字坂越字名切、大黒小島の一部。⑤大字坂越字大泊、大柴垣の一部。⑥大字砂子字御山の一部。⑦大字北野中字御山の一部。⑧塩屋字前田1373—2番地先の大津川右岸線を起点とし、起点と大字塩屋字前田1382—1番地先を結ぶ水路、大字塩屋字前田1382—1番地先と大字塩屋字堂山1476番地先を結ぶ山陽自動車道敷地、大字塩屋字堂山1476番地先と大字塩屋字東塩田1307番地先を結ぶ山ろく線、大字塩屋字東塩田1307番地先と大字新田字大津道ノ上605—3番地先を結ぶ字界、市街化区域界を経て、大字新田字大津道ノ上622—2番地先と起点を順次結んだ線に囲まれた区域。⑨大字新田字有年組593—1番地先を起点とし、起点と大字新田字五軒家790—1番地先を結ぶ国道250号、大字新田字五軒家790—1番地先と大字新田字釜家後371—3番地先を結ぶ水路及び道路、大字新田字釜家後371—3番地先から市街化区域を経て、起点を順次結んだ線に囲まれた区域。⑩大字鷗和字藤原新田の藤原新田池。⑪臨海区域界を起点とし、市街化区域界、大字御崎字東海1555番地先と大字御崎東福浦山550—2番地先を結ぶ山ろく線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域。⑫千種川左岸線を起点とし、市道高須大土堤線、市街化区域界を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域）の土地であって、次の図面の茶色斜線に着色した部分に相当するものの区域



兵庫県告示第303号

平成17年12月9日告示第1291号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び西播磨県民局光都農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

たつの市に係る部分1の図面を改める。



兵庫県告示第304号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町伊角字柿平1135の1、1135の5、1138
- 2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第305号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町伊角字大宮谷1146

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第306号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町熊谷字橋ヶ谷山1534

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第307号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町熊谷字川竹原山1526
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第308号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町井土字黒坂奥1537、1538、1540、字高手山1569、1570
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第309号**

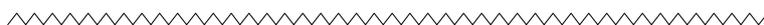
森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町竹田字所谷1282の1、1283、字上中1516、1517の1、1517の2、1518、1520、1521、1521の1、1522、1524、1527の1、1527の3、1530の1、1531の1、1537、1539、1539の1、1539の2、1540、1540の1、1543の4、字西ヶ谷1727の1、1728の1、1732の1、1734の1、1734の2、1737、1737の1、1737の2、1738、1740から1742まで

- 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第310号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町塩山字笹尾648の60、648の71、648の75、648の82、648の87
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第311号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町塩山字笹尾585の1、612、626の1、648の7、648の10、648の21、648の33、648の38、648の39
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第312号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町伊角字譲り葉1151、1152、字栃山1154の1、1154の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第313号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町伊角字神田1156の2、1157の1、字本田1158の1、字虫尾1160の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第314号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町春来字山田1622の1、1622の2、1622の6、1622の11、1622の20、1622の25、1622の28、1622の32、1622の38

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第315号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町春来字尾崎176の1、176の2、176の16、176の18、199、199の1、208から210まで、210の1、215の1、215の2、222の1、222の2、字下蛇ヌケ273の1、273の2
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第316号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町前字滝谷1249、1252、1258の1、1258の2、1264の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第317号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町多子字ワズ谷964の2、字コナゴ1012の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第318号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町湯字後山1641の7、1641の17から1641の25まで、1641の29、1641の34、1641の36から1641の39まで、1641の41
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第319号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町古市字三谷山1、1の3、1の7、124から130まで、132から134まで

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第320号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町千谷字西山1167の2、1176の14、1176の19、1179、1183、1185、1185の1、1186の1、1187の4
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第321号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町千谷字南谷1196、1197、1198の2、1211、1215、1218、1219、1228の2、1232、1234の2、1236、1245
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第322号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町竹田字川面640、642の2、645の1、648、653、654、654の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第323号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町竹田字西ケ谷1706、1707、1709、1712、1714、1746、1748、1752、1753、1753の1、1757、1761、1763、1764、字プロ谷1848、1855、1858、1858の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第324号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町竹田字クヅレ788から790まで、791の1、792から794まで、795の1、796、797、字登り尾834、840、847から850まで、852、853、853の1、854から858まで、858の1、859、861の1、866、866の1、867、868、869の1から869の4まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第325号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町塩山字峠ノ下夕1220、1222、1224、1225、1226の4、1226の8、1226の12、1226の17、1226の20、1226の28、1226の30、字尻栗1243、1263の2、1264、1266の8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第326号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町塩山字川原345、字丸山533の3、533の4、540、541の2、547、550、556、568の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第327号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町塩山字キリガイゴ806

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第328号**

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物



**兵庫県告示第329号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.21号 高羽線

3 事業施行期間

令和3年4月6日から令和13年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第330号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業
  - 3.1.2号 中央幹線
  - 3.3.32号 須磨多聞線
- 3 事業施行期間  
平成7年3月31日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第331号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業
  - 3.3.32号 須磨多聞線
  - 3.5.86号 塩屋多井畑線
- 3 事業施行期間  
昭和63年8月23日から令和16年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第332号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
旧	正法寺三木停車場線	三木市別所町正法寺	三木停車場	
新	宗佐平田線	加古川市八幡町宗佐	三木市平田	



**兵庫県告示第333号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
旧	東古瀬穂積線	加東市東古瀬	加東市穂積	
新	敷地穂積線	小野市敷地町	加東市穂積	



**兵庫県告示第334号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木穴栗線	小野市市場町字庄司口720番1から 同 市敷地町字宮林1500番35まで	旧	16.0から 56.0まで	5,424.0	
		新	6.0から 48.0まで	3,784.0	



**兵庫県告示第335号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所及び北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 宗佐平田線	三木市別所町正法寺字出野338番から 同 市別所町正法寺字高塚336番まで	旧	11.0から 31.0まで	20.0	
	加古川市八幡町宗佐字上畑678番1から 三木市別所町正法寺字高塚336番まで	新	7.0から 53.0まで	1,616.0	



**兵庫県告示第336号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野藍本線	小野市敷地町字ナカラ1502番8から 同 市浄谷町帝釋前2984番1まで	新	18.0から 38.0まで	1,357.0	起点変更
県道 市場多井田線	小野市市場町字庄司口719番1から 同 市市場町字広島204番9まで	新	10.0から 45.0まで	581.0	起点変更
県道 平荘市場線	小野市市場町字広島204番9から 同 市市場町字庄司口719番2まで	新	10.0から 45.0まで	581.0	終点変更
県道 敷地穂積線	小野市敷地町字ナカラ1502番8から 加東市東古瀬字正前130番1まで	新	7.0から 22.0まで	3,438.0	起点変更



**兵庫県告示第337号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所及び北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	加古川市八幡町宗佐字内町173番1から 小野市古川町字溝向40番2まで	旧	6.0から 44.0まで	11,436.0	

兵庫県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 正法寺三木停車場線	三木市平田字岸ノ上6番1から 同 市福井一丁目1636番8まで	旧	7.0から 16.0まで	782.0	

兵庫県告示第339号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び阪神北県民局宝塚土木事務所に備え置いて、令和8年3月31日から2週間縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 河川の名称  
二級河川武庫川水系勅使川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和8年3月31日
- 3 廃川敷地等の位置  
宝塚市中山寺1丁目307番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
種類 土地  
数量 89.70平方メートル

兵庫県告示第340号

昭和50年兵庫県告示第650号により河川区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、同表の右欄に掲げる事項を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第4項の規定により公示する。

その関係図面は、兵庫県土木部河川整備課及び阪神北県民局宝塚土木事務所に備え置いて、令和8年3月31日から2週間縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

水系名	河川名	変更した事項
武庫川	勅使川	第1号図を第1号図の1に改める。

兵庫県告示第341号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
奥池南	芦屋市		奥池南町		1番822の一部、1番823の一部、1番824から1番833まで、1番834の一部、1番835の一部、1番836、1番837の一部、1番838の一部、1番1207の一部



**兵庫県告示第342号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
才	姫路市		広畑区才	一ノ明神 北山畑 龍ヶ鼻 岩ヶ尻 堂條カ開	226番1から226番3までの各一部 1272番45から1272番48まで、1272番57の一部、1272番62の一部 1358番7の一部、1358番9の一部、1358番11の一部、1358番12の一部、1358番22の一部、1358番30、1358番31、1358番7から1358番31に至る地先の水路敷の一部 1359番1の一部、1359番3の一部、1359番4の一部、1359番6の一部、1359番7の一部、1359番10から1359番12までの各一部 1362番2の一部



**兵庫県告示第343号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
比治	朝来市		和田山町市御堂	長者ヶ谷	25番2の一部、25番3の一部、26番の一部、27番の一部
			和田山町比治	日向	49番1の一部、50番の一部、50番1、50番2の一部、50番5の一部、50番6の一部、51番、52番、53番1の一部、53番2の一部、54番、55番の一部、59番の一部、60番
				前田	355番1の一部、364番、365番、371番1、371番2、373番、375番から377番まで、373番地先の道路敷の一部
				村中	400番、404番、416番1、418番、419番1、434番の一部、437番、438番、441番、441番1、442番、443番の一部、444番、444番1、445番、451番、451番1、452番、418番地先の道路敷、441番から442番に至る道路敷の一部



兵庫県告示第344号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
竹田(2)	美方郡	新温泉町	竹田	下道	473番の一部、474番、477番、478番、479番1、500番1、501番の一部、501番地先の道路敷の一部
				向垣	1380番の一部、1380番2の一部、1380番3の一部、1381番の一部、1382番、1382番1、1382番2の一部、1383番の一部、1383番1の一部、1384番、1385番
				初峯	1387番の一部、1387番1の一部、1483番の一部、1483番1の一部、1387番1から1483番1に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
南あわじ都市計画道路  
3.5.400号 福良港線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
南あわじ市福良字大江、字祖江及び字居神



**兵庫県告示第346号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の規定により定めた国土利用計画（兵庫県計画）及び同法第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更し、これらを兵庫県県土利用計画として定めた。

なお、当該計画に係る図書は、兵庫県庁において縦覧に供するとともに、兵庫県ホームページ（[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks19/wd22\\_000000002.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks19/wd22_000000002.html)）に掲載することにより公表する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦



**兵庫県告示第347号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の住所の変更届出があった。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	前住所	新住所	変更年月日
特定非営利活動法人あんじゅうサポートクラブ	西宮市大畑町3番17号 1階	西宮市津門川町12番7-203号	令和7年7月1日



**兵庫県告示第348号**

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 知事の管理に属するもの中「尼崎こども家庭センター」を削る。
- 2 教育委員会の管理に属するもの中「こばと聴覚特別支援学校」を削る。



**兵庫県告示第349号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和8年3月31日

兵庫県阪神北県民局長 小野山 正

- 1 指定する土地等の所在地  
宝塚市蔵人字深谷1390番2外3筆
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地

(2) 用途

貯水池

3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
宝塚市 上下水道事業管理者	宝塚市東洋町1番3号	福 永 孝 雄
伊子志農事実行組合清算人	宝塚市伊子志一丁目6番27号	田 中 公 丈
小林農事実行組合清算人	宝塚市小林一丁目3番19号	松 本 純 一

4 指定する理由

地域の治水対策について、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第350号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R07淡路位置 0003号	8. 3. 18	南あわじ市市円行寺字原28番2の一部、28番5の一部	4.05	29.96

**公 告**

**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社GROWING

代表者の氏名 代表取締役 藤 原 智 洋

住所 芦屋市月若町1番13号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) 淡路市岩屋プロジェクト

所在地 淡路市岩屋字灘782番の一部、796番2

同 市岩屋字明神ノ西798番6、市有地（3筆）

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 令和8年3月31日から同年4月13日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和8年3月31日から同年4月13日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**都市計画の図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
明石市	東播都市計画地区計画	藤江中畑地区地区計画



**都市計画の図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
南あわじ市	南あわじ都市計画下水道	南あわじ市公共下水道



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 JAファーマーズ・たじまんま和田山  
 所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	山崎 智 弘
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣 哲 男
- 3 変更事項  
 (i) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

ア 変更前	住所	代表者の氏名
名称 JA全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	小 笹 浩 史

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
J A全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	山崎 智 弘

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
J A全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	小 笹 浩 史

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
J A全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	山崎 智 弘

4 変更年月日

令和8年2月1日

5 届出年月日

令和8年3月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年3月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年7月31日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年3月31日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

令和8年度（上半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4、A 3、A 4）】

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和8年3月9日

4 落札者の名称及び住所

永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21

5 契約単価（税抜）

B 4 2,445円

A 3 1,920円

A 4 1,647円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年1月27日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 南あわじ市市善光寺字切張72番1、74番1、80番1、80番2、72番1地先水路  
 同 市市善光寺字高木81番、81番1、83番2、84番1、84番2  
 同 市市小井字檀田241番5、250番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 南あわじ市市善光寺25番地の5  
 株式会社三共運輸 代表取締役 仁里 厚
- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和7年3月21日  
 兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－4号（6南あわじ）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第33号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	89,422
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	658,886



**兵庫県選挙管理委員会告示第34号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和8年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

(選挙区名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	57,088
神戸市灘区	35,905
神戸市中央区	37,221
神戸市兵庫区	30,267
神戸市北区	58,029
神戸市長田区	25,374
神戸市須磨区	43,029
神戸市垂水区	58,258
神戸市西区	64,499
姫路市	138,241
尼崎市	127,881
明石市	84,069
西宮市	132,728
洲本市	11,612
芦屋市	26,185
伊丹市	55,197
相生市	7,527
豊岡市及び美方郡	28,797
加古川市	71,696
たつの市及び揖保郡	29,272
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,578
西脇市及び多可郡	15,715
宝塚市	63,474
三木市	20,231
高砂市	24,044
川西市及び川辺郡	51,157
小野市	12,713
三田市	29,636
加西市	11,448
丹波篠山市	10,790
養父市及び朝来市	13,634
丹波市	16,558
南あわじ市	12,237
淡路市	11,587
宍粟市	9,516
加東市	10,507
加古郡	17,819
神崎郡	10,946

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区において船舶を使用して釣りによるいか類を採捕すること（兵庫県漁業調整規則第4条第1項第20号の小型いか釣り漁業によるものは除く。）について、次のとおり指示する。

令和8年3月31日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 川越 一 男

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第86号
- 2 指示事項  
集魚に使用する光力及び集魚灯設備を次表のとおり制限する。

指示する海域	適用する水深帯	1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度	集魚灯設備の制限
猫崎正北（東経134度45.86分の線）以西の兵庫県日本海海面	猫崎正北（東経134度31.04分の線）、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個	漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において採捕する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない
	猫崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線以浅	3キロワット以内の電球6個	
	鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点と、猫崎正北、水深100メートルの点とを結んだ線及び猫崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球18個	
猫崎正北以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルの線まで	3キロワット以内の電球6個	
	水深100メートルの線から水深200メートルの線まで	3キロワット以内の電球15個	
	水深200メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球18個	

- 3 指示の有効期間  
令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

**公安委員会規則**

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

兵庫県公安委員会  
委員長 津田 隆 雄

**兵庫県公安委員会規則第6号**

**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第1条第1項の表兵庫県警察本部交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）の項を次のように改める。

兵庫県警察本部交通部運転免許課長 (以下「免許課長」という。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第91条の2第1項(申請による免許の条件の付与及び変更)の規定による申請(以下「免許条件付与等申請」という。)(自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。)</li> <li>2 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報(法第95条の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の記録の申請(以下「免許情報記録申請」という。)</li> <li>3 法第95条の2第4項の規定による保有状況変更(運転免許証(以下「免許証」という。)のみを有する状況、免許情報記録個人番号カード(法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)のみを有する状況又は免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する状況のうち、いずれかの保有状況に変更することをいう。以下同じ。)に係る免許証の返納の届出</li> <li>4 法第95条の2第10項の規定による保有状況変更に係る免許情報記録(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。))に記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)の抹消の届出</li> <li>5 法第95条の2第11項の規定による保有状況変更に係る免許証の交付の申請</li> <li>6 法第97条の2第1項第3号イ(認知機能検査)に規定する認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の申請</li> <li>7 法第97条の2第1項第3号イ(運転技能検査)に規定する運転技能検査(以下「運転技能検査」という。)の申請</li> <li>8 法第100条の2第5項(再試験)に規定する再試験を行う旨の通知を受けた場合の当該再試験の申込</li> <li>9 法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の更新の申請(以下「免許証等更新申請」という。)のうち、次のいずれかに該当する者の申請 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 別表第1に掲げる地域に住所を有する者</li> <li>(2) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者</li> <li>(3) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者</li> </ol> </li> <li>10 法第101条の2の2第1項(住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新(以下「経由地更新」という。))の申請</li> <li>11 法第101条の5(免許を受けた者に対する報告徴収)及び法第107条の3の2(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)に規定する報告(以下「公安委員会報告」という。)</li> <li>12 法第101条の6(医師の届出)の規定による届出(以下「医師の届出」という。)</li> <li>13 法第101条の7第1項(臨時認知機能検査)の規定により行う臨時的認知機能検査(以下「臨時認知機能検査」という。)の申請</li> <li>14 法第101条の7第4項(臨時高齢者講習)に規定する講習の申請</li> <li>15 法第102条第5項(臨時適性検査等)に規定する適性検査(令第37条の7第1号に掲げる場合に該当するものに限る。)の申請</li> <li>16 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報(同項に規定するものをいう。以下同じ。)の記録の申請(以下「運転経歴情報記録申請」という。)</li> <li>17 法第107条の7第2項(国外運転免許証の交付)の申請</li> <li>18 法第108条の2第1項第2号(取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習)に掲げる講習(以下「取消処分者講習」という。)の申請</li> <li>19 法第108条の2第1項第3号(免許の保留、免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習)に掲げる講習の申請</li> <li>20 法第108条の2第1項第11号(免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又</li> </ol>
------------------------------------	--

- は特定取消処分者に対する講習)に掲げる講習の申請のうち次のいずれかに該当する者の申請
- (1) 免許証等の更新を受けようとする者で別表第1に掲げる地域に住所を有する者及び経由地更新を申請する者
  - (2) 特定失効者又は特定取消処分者
  - (3) 公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)の申請をしようとする者
- 21 法第108条の2第1項第12号(更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者又は法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習)に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)の申請
  - 22 法第108条の2第1項第13号(免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をしたものに対する講習)に掲げる講習の申請
  - 23 法第108条の3第2項(初心運転者講習の手続)に規定する講習の通知を受けた場合の法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)の申請
  - 24 法第108条の3の3(若年運転者講習の手続)に規定する書面により通知を受けた場合の法第108条の2第1項第14号(基準該当若年運転者(免許の効力が停止されている者を除く。)に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習)に掲げる講習(以下「若年運転者講習」という。)の申請
  - 25 法第108条の4第2項(指定講習機関)に規定する取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習に係る指定講習機関の指定の申請
  - 26 令第37条の6第2号(特定任意講習)に規定する講習(以下「特定任意講習」という。)の申請
  - 27 令第37条の6の2第1号(特定任意高齢者講習)に規定する講習(以下「特定任意高齢者講習」という。)の申請
  - 28 規則第29条の2の5第1項第4号(臨時認知機能検査)の規定による診断書等の提出
  - 29 指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第2項、第11条、第13条又は第14条第1項に規定する届出又は提出
  - 30 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の申請
  - 31 第19条の3第2項の規定による認知機能検査結果通知書の再交付の申請
  - 32 第19条の4第2項の規定による認知機能検査等受検免除証明書の再交付の申請(規則第26条の4第3号に規定する診断書等に係るものを除く。)
  - 33 第19条の5第2項の規定による運転技能検査受検結果証明書の再交付の申請
  - 34 第20条第2項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の申請
  - 35 第20条第4項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の報告
  - 36 第22条の規定による高齢者講習終了証明書の再交付の申請
  - 37 第22条の2第2項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の申請
  - 38 第22条の2第4項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の報告
  - 39 第23条の3第2項の規定による認知機能検査員講習終了証書の再交付の申請

第1条第1項の表兵庫県警察本部交通部運転免許試験場長の項を次のように改める。

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第89条第1項（免許の申請）の申請（免許証のみの保有を希望する者からの第14条第1項第3号の規定により警察本部長が指定する警察署及び警察署分庁舎で行う運転免許試験（以下「免許試験」という。）の申請を除く。）</li> <li>2 法第89条第3項（技能検査）の申請</li> <li>3 免許条件付与等申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。）</li> <li>4 法第98条第2項（自動車教習所）に規定する自動車教習所の設置者又は管理者からの届出</li> <li>5 法第99条第1項（自動車教習所の指定）の申請</li> <li>6 法第99条の4（職員に対する講習）の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請</li> <li>7 法第108条の2第1項第4号から第8号まで（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習（一）及び応急救護処置講習（二））に掲げる講習の申請</li> <li>8 規則第18条の5（限定解除審査の申請の手続）の申請（以下「限定解除審査の申請」という。）</li> <li>9 規則第26条の4第3号（認知機能検査等を受ける必要がない者）の規定による診断書等の提出</li> <li>10 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項の申請</li> <li>11 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による届出</li> </ol>
--------------------	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。